資料５

調査結果について

１　調査目的

平成 28 年に障害者差別解消法が施行され、本年４月には民間事業者による障がいのある人への合理的配慮を義務づける同法の一部改正法がなされたことを踏まえ、国と地方公共団体等の関係機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行い、地域での障がいのある方の暮らしづらさの解決等を目的として調査を実施。

２　調査対象者

（１）（釧路圏域管内）官公庁・民間事業者（一部管外からの回答あり）
（２）障がい関係施設、事業所、利用者（障がいのある方）、利用者のご家族、支援者及び関係者
（３）各市町村（障がい福祉課）

３　調査期間

令和６年（2024 年）10 月 31 日（木）　～　令和６年（2024 年）11 月 22 日（金）

４　調査項目

（１）官公庁・民間事業者

１　平成 28 年４月に施行された「障害者差別解消法」の認知度
２（障害者差別解消に係る）所属での取組事例
３（障害者差別解消法に係る）所属での研修開催の有無、研修内容等
４　本年４月の障害者差別解消法の一部改正に向けた所属での研修の有無、研修内容等
５　障がいのある方への対応事例（配慮・苦慮した事例）
６　お客様や障がいを有する職員からの要望意見等
７　６の事例、要望意見などへの対応、対処事例
８　障がいのある方の雇用等で配慮・苦慮している事項
９　障がいのある方やご家族等への質問や確認したいこと
10 障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること

（２－１）障がい関係施設、事業所、支援者

１　性別、年齢、障がいのある方との関係、施設事業所のサービス種別
２　平成 28 年４月に施行された「障害者差別解消法」の認知度
３　令和６年４月に一部改正された「障害者差別解消法」の認知度
４　障害者差別解消法が施行されて、生活や仕事に何か変化を感じるか否か
５　この法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組
６（サービスや仕組みで）これがあったら良いな、こうだったら良いな、こうしてほしいと思う事項
７　上記６に関連して（これまでの経験を通じて）これが良かった、ここが困っていること

８　障害者差別解消の推進等について、官公庁や民間事業者に求めること
９　障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること
１０　その他（自由記載）

（２－２）障がいのある方ご本人、ご家族、関係者

１　性別、年齢（ご自身の障がいについて）
２　平成 28 年４月に施行された「障害者差別解消法」の認知度
３　令和６年４月に一部改正された「障害者差別解消法」の認知度
４　障害者差別解消法が施行されて、生活や仕事に何か変化を感じるか否か
５　この法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組
６（サービスや仕組みで）これがあったら良いな、こうだったら良いな、こうしてほしいと思う事項
７　上記６に関連して（これまでの経験を通じて）これが良かった、ここが困っていること
８　障害者差別解消の推進等について、官公庁や民間事業者に求めること
９　障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること
１０ その他（自由記載）

（３）各市町村

１（障害者差別解消に係る）所属での取組事例
２（障害者差別解消法に係る）所属での研修開催の有無、研修内容等
３　本年４月の障害者差別解消法の一部改正に向けた所属での研修の有無、研修内容等
４　障がいのある方への対応事例（配慮・苦慮した事例）
５　お客様や障がいを有する職員からの要望意見等
６　６の事例、要望意見などへの対応、対処事例
７　障がいのある方の雇用等で配慮・苦慮している事項
８　障がいのある方やご家族等への質問や確認したいこと
９　障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること

５　回答方法

ＱＲコード、URL から回答を求めるもの

（１）通知文のメール送付、郵送、個別の訪問等により配布

（２）当課ホームページへの掲載

６　調査結果

（１）官公庁・民間事業者（回答：１３）

ア　認知度

- 内容理解（４：３１％）
- 内容一部理解（３：２３％）
- 内容説明は難しい（６：４６％）

イ　取組

- 従業員入口段差解消、リハビリ時間を勤務内とする
- 個々の対応に任せている
- ポスター掲示
- 手話の勉強会
- 待合室・車内にヘルプマークポスターの掲示
- 対応要領等の作成
- テレワーク、短時間勤務といった柔軟な勤務体制の整備
- ヒアリングループの設置
- 障がいのある方の雇用、バリアフリー法に基づく施設の改修

ウ　研修

実施している（３：２３％）

研修内容等

- 行動制限最小化、虐待防止に関する研修（行動制限制限最小化研修）
- 車いす利用者体験、高齢者疑似体験研修、患者対応事例等を用いた研修等（新入社員研修）
- 新入職員、マナー講習

頻度、対象者

- A科スタッフとB室で年2回ずつ
- 数年に1度（全従業員対象）、新入社員研修は入社時
- 新規採用職員対象

最新の開催時期

- 令和6年３月（車いす利用者体験研修（新人研修））
- 令和６年４月
- 令和６年８月

研修資料

- 独自作成資料
- 講師依頼

実施していない（１０：７７％）

実施していない理由

- 研修ではない場面で随時伝えている
- 合理的配慮の提供が義務化されている事自体を知らなかった、内容もこれから調べようと思うが時間が無い
- 研修に向けての準備不足
- 参加型の研修に参加し、職員に適宜フィードバックを行っている
- 制度変更の都度、就業規則変更等で通知
- 今までこの法律自体を理解していないため
- 研修会に参加した担当者が資料を課内で供覧、メール等で周知する
- 外部研修に行っているため
- 設計要領の改正等により対応を周知している

エ　改正法に係る研修

実施している（２：１６％）

研修内容等

- 精神疾患における虐待防止

開催時期

- 令和６年6月
- 令和6年9月

研修資料

- 独自作成資料

実施していない（１１：８４％）

- 随時対応しているため
- 合理的配慮の提供が義務化されている事自体を知らなかった、内容もこれから調べようと思うが時間が無い
- 研修に向けての準備不足
- 次回研修会を予定
- 参加型の研修に参加し、適宜職員にフィードバックしている
- 従業員には掲示板による周知で対応
- 今までこの法律自体を理解していないため
- 担当者が研修に参加し資料を課内で供覧、メール等で周知する
- （研修業務を）グループ会社が行っているため

オ　対応・配慮した事例

- 現場は個々で対応している

- 待合室等までの出入り口をバリアフリー化した
- 昇降式デスクの導入、執務時の遮蔽環境の構築
- 知的障がいのある従業員の体調不良に対し、テレワーク勤務で対応
- 家庭訪問等で対応している
- 本人がわかりやすいように具体例を出して説明した。
- バリアフリー法に基づく施設の改修
- 会話内容が理解できるよう短い文にまとめて話す等の対応

カ　苦慮した事例

- 障がいを理由に無理な要求をしてきた
- 本人の親からの再三お問い合わせに苦慮
- 周囲とトラブルを起こした時の対応
- 障がいのある方とのスケジュールあわせに時間がかかる

キ　要望意見

- 急激な音、急な話しかけはストレスの要因になるので配慮してほしい
- 疾病による妄想や幻聴に対する対応を求められたとき
- コミュニケーションがうまくとれず、すれ違うこと

キ　要望等への対応

- 職員については定期的な面談を行い要望や意見を聞きその都度対応している
- 部署の同僚、周りの部署に配慮を要請
- 傾聴につとめ医療機関等へ受診するよう助言する
- なるべく相手の要望に寄り添った

ケ　障がいのある方の雇用等で配慮・苦慮している事項

- 仕事内容の選定
- 採用にあたっては、業務説明会を開くなど業務内容を知ってもらう機会を設けている
- 障がいのある方が離職しない環境整備に努力
- 配慮：混乱しないようううまく予定を組み立てて伝える
  苦慮：同じことを何度伝えても理解してもらえない
- ハローワーク等が開催する障害者を対象とした合同企業説明会への参加

コ　障がいのある方やご家族等への質問や確認したいこと

- 雇用等に際し、企業等に対して求めること

サ　障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること

- 障害の害の字は平仮名であるべきだと思うので啓発をお願いしたい
- 強制義務ならもっとアピールが必要、情報が少なすぎる、チラシなど作って配布する
- 看板やポスターを増やす

（２）障がい施設、事業所、支援者、障がいのある方本人、家族

ア　施設、事業所　９（入所、GH、共同生活援助、生活介護など）

※認知度

差別解消法		改正法	
・内容理解	（１：１１％）	・内容理解	（１：１１％）
・内容一部理解	（２：２１％）	・内容一部理解	（１：１１％）
・名称認知	（１：１１％）	・名称認知	（１：１１％）
・知らない	（５：５５％）	・知らない	（６：６６％）

※差別解消法施行後の変化等について

・感じる　（０：０％）
・感じない　（３：３３％）
・よくわからない（６：６６％）

※法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組

・SNSの活用、TV、報道番組
・研修や講義の場を設ける
・普段接しない人にも障がい者との関わりを持ってもらう
・ポスター、文章配布
・４月から勤務していて、よくわからない

※（サービスや仕組みで）これがあったら良いな、こうしてほしいと思う事項

・最重度の方専用の入所施設

※上記に関連して（これまでの経験を通じて）これが良かった、ここが困っていること

・従来の入所施設だと、最重度の人にその他大勢の方も引っ張られる事に無力感を感じる

※障害者差別解消の推進等について、官公庁や民間事業者に求めること

・知らないからこそ偏見や差別もあると思うため、普段から関わる機会を設けてほしい

※障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること

・福祉課の方にこそ最重度の方がいる現場を見てほしい

※その他（想いや考えについて自由記載）

・福祉現場は休憩も年休もほぼ取れていない。義務化をして確認や罰則の徹底を希望する。
・最近、知人が障がいのある方も対象にできるパソコン関連会社を起業したが、日頃お世話している人からは絶対に無理（と言われていた）。一口に障がい者と言っても、千差万別であり、身体、知的、先天性、精神疾患、きめ細かい支援、対応が必要だとつくづく思う。現在は新しい職場で勤務し、自分の常識が通じないときが多くてとても辛いが、病気や制度など勉強することが山ほどあるが、家族や利用者が安心して過ごせるよう努力したい。

イ　障がいのある方本人　２（発達障がい、身体障がい）

※認知度

差別解消法	改正法
・内容理解　（２：１００％）	・内容理解（２：１００％）

※差別解消法施行後の変化等について

・感じない　（２：１００％）

※法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組

・もう少しわかりやすい文章などの工夫
・長すぎるので要点などから具体的な話へ繋ぐなど
・商工会議所や中小企業家同友会などを通して事業所向けに合理的配慮に関する勉強会を開催してほしい

※（サービスや仕組みで）これがあったら良いな、こうしてほしいと思う事項

・一般企業への就労への更なる充実
・タクシーなどの障害者割引を受ける時に、運転手が身体障害者手帳の内容を移すが、全体共通の割引券があれば、事前に客自身が内容を記入して身障手帳を添えて提出できてスムーズ
・年齢と共に不安も尽きなくなる。特に親亡き後などの問題については、生きているうちは親がなんとかしたい思いで、手続きなど準備をされている方もいるが、知らないまま大人になり、困っている方が自分で『困っています』と声を上げられない方も多くなると思う。障がい者の地域包括支援センターのような場所が増えたり、訪問など気軽にできる体制などあれば少し安心感はあるのではないかと思う。発達障がいに至っては難しい地域もあると思うので(わかりにくい部分もあるのと、本人自覚ないなど)まだまだ制度などの整備が必要だと感じる。

※上記に関連して（これまでの経験を通じて）これが良かった、ここが困っていること

・『障がい者』という点で企業側から『そういうケアができる人がいない』等そもそも企業側が障がい者を雇うこと自体考えていないこと。障がいがあるというだけで面倒臭いと思われる事。障がい者就労でも事前見学や実習など行わない企業が多いこと。まれに一般企業でたまたまOPENでも面談などに応じてくれるところは本当にラッキーくらいのようなものである。特に地域(田舎は厳しい)差があり、出来そうでもやりたい仕事自体がない。
・店舗の軒先に看板やポスターがあって連絡先が掲載されていると、店員さんをまず電話で呼び出せるので、入店時からお手伝いをお願いできる
・たまたま自分は障がい福祉サービスの手続きも自分の意思ですることができ、仕組みなども理解しているため、使えるサービスを活用することが出来ている。それについては良い点であるが、非常に複雑で書類提出などがあまりにも多く、皆が自分で出来るものではないと思う。後は診断基準が変わったり、手帳取得が厳しくなったり、いつの間に

か変わっており『誰のための制度』なのかわからなくなってきている。後はまれに『障がい者』になりたい人もいて自称『発達障害』などとインターネットなどでの普及で自己診断する人などもおり、実際に障害があるのかもしれないが、診断がはっきりしている自身にとってはそんなに簡単に診断がつくのか？と疑問に思うこともある。精神科医の裁量、力量次第なのか。もう少しはっきりと診断できる医師を増やして欲しいと思うところはある。

※障害者差別解消の推進等について、官公庁や民間事業者に求めること

- 差別解消はなかなか難しい問題であるが、まずは予算を増やして欲しい。病院の存続、サービスの存続など問題がたくさんある。地方によっては病院もないなど(精神神経科)患者が増える一方で人員不足もある。雇用についても介護・障がい者施設は給料も特段高い訳でもないのでそういうところからなんとかしていただきたい。
- エレベーターや自動ドアなど高価な設備まで求めないので、スロープや引き戸などの最低限のユニバーサルデザインを完備できるよう、行政はバリアフリー工事の補助金や融資制度について積極的に宣伝してほしい

※障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること

- 自分の住む地域では、心が折れることが何度もあり、離れた地方都市に住むか真剣に考えていた。自分1人で変えることは当然難しいのだが、就労などで前例など作れたらと思い一般企業をOPENで志願してみたが、この1年で4～5社書類選考すらダメだった。自分が悪いのかと責めた。髪の色なども『黒に近くないとダメ』など言われた。(決して若いわけではなく白髪対策でそういう色にしているのだが…)何が正解なのかわからない。そういうところの『常識』がわからないのが自分の特性なのか、個性とはなにか最近考えるようになって、たまに鬱っぽくなることもある。これは法律だけの問題ではないような気がする。
- 障害者団体や難病患者会は少子高齢化の影響で会員が減少し事業運営に支障をきたしているので、行政の方もPR活動など事業運営にご協力お願いしたい

※その他（想いや考えについて自由記載）

- 昔は…というのもなんだが、年々生きづらさを感じる。わたしが考えることは学力などの問題よりもまずは幼少期から障害云々ではなくても『療育』の大切さを痛感する。想像力の欠如などももちろん生まれつきの子どももいるのは当然だが、昔に比べ複雑な事件などが多すぎる気がする。当然だが親も親になる勉強などなにが正解かはわからないからこそ、そういう場所などあれば変わるような気がする。児童虐待も多くなり、そういうニュースを見るたびになぜそうなったのかを考えたりする。少子化を嘆く前に、まず親になる自覚や子どもへの接し方などマニュアルはないが、善悪の判断がわかるような…対策などあればいいのかなと思うところがある。少しでも大きな事件が減ることを祈って。(精神鑑定で必ず何か出る方が多い気がするので)
- 障害者団体や難病患者の身近な相談先としてご活用いただけるよう、福祉制度についてしっかり勉強したいと考えている。

ウ　家族、関係者　１７

※認知度

差別解消法		改正法	
・内容理解	（７：４１％）	・内容理解	（１：　６％）
・内容一部理解	（２：１２％）	・内容一部理解	（５：２９％）
・名称認知	（３：１８％）	・名称認知	（４：２４％）
・知らない	（５：２９％）	・知らない	（７：４１％）

※差別解消法施行後の変化等について

・感じない	（６　：３５％）
・よくわからない	（１１：６５％）

※法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組

- 障害児、者の家族や関係機関に対して周知をしていく必要があるし、当事者や関係者だけではなく、地域の取り組みとして広告等で周知する必要があると思う
- 広報誌による拡散
- 広報くしろのように全家庭配布
- メディアに情報をより多く発信してもらう
- テレビやマスコミ、SNS などで伝える
- もっとコマーシャルなど、周知をお願いしたい
- 今、以上に、メディアを通じて、情報を流して、世間の人に当たり前の事として、認知して貰えるようにしてもらい
- 利害関係者への周知を繰り返す
- 店舗や会社など、一般の方の目にとまりやすいところにポスターをたくさん貼る
- 官報に加えて、施設を通じた利用者家族等への通知連絡が必要だと思う
- 講演会等を開催してほしい。関係者の皆さんは理解しているのでしょうが、障がい者の家族等を対象とした講演会を望む。

※（サービスや仕組みで）これがあったら良いな、こうしてほしいと思う事項

- 地域によっては利用できる事業所やサービスがバラバラなので、どこに居住していても関係なく同等のサービスが利用できるようになればいいと思う
- 行動援護や付き添いの拡大、一緒に旅行などにも出かけてくれるサービス
- 車イスで買い物、スーパーの買い物カゴが不便で、障害のある家族と二人で買い物ができない。スーパーが用意する、透明の丈夫な車イスにぶら下げ、買う商品を入れる袋などがあったよいと常々思っている。
- 施設へ入所していてなかなか会うことが出来ない(当方の事情で)のでスマートフォンなどでお互い顔をみて会話ができるような取り組みがあるとありがたい
- 介護者の母親である自分自身が、高齢で病気がちとなった。子供が死ぬまで同じ施設で、環境を変える事なく、生活出来ることを願っている。
- 我が子は、今の施設で満足して、楽しんで暮らしているので、これからも、また、親無

き後も、他の施設に移すこと無く生涯みてほしい
- コミュニケーションの充実
- 施設やグループホームの入所者に対して、意思表示ができなかったり、人の手を借りないと身の回りのことができなかったりする人でも日常的に好きなことができたり、外出したりなどの余暇活動を支援する仕組みがあってほしい
- 身近に公的な相談機関があることを願っている
- 家族に突然の困った状況が起きたとき、すぐに相談できる場所（連絡先）がほしい

※上記に関連して（これまでの経験を通じて）これが良かった、ここが困っていること

- ヘルパーや支援者の数が足りていない
- スーパーのカゴを持ちながら車イスを押せない。スーパーの車イスに乗り換えられない。
- 施設長の方が、家族が遠方なこともあり本人の資産など親身に相談にのって役所関係もお手伝い頂き助かった
- 職員は良くしてくれているが、給与が安く待遇等が良くないのか、職員の入れ替わりが多い。働く職員の待遇改善を希望する。
- 我が子は、今の施設に 40 年近くお世話になっている。途中、職員との折り合いが、上手くいかなかった事もあった。その時は、子供の話をよく聞いてやり、けして子供は責めないないで、職員の立場もわかる様に話してやり、子供と一緒に謝り、職員も解ってくださり今は、何とか上手くいっているようである。
- コロナを理由に考え方の後退
- 忘年会や昼食が嬉しかった
- 今は在宅なので、余暇活動は親である自分たちが支援してできているが、自分たちが支援できなくなった後がとても心配
- 現在、多々あって、入所者への精神安定を目的とした薬物利用へのお願いの全てが禁じられる状況にあり、これについての相談先が見当たらない

※障害者差別解消の推進等について、官公庁や民間事業者に求めること

- 障がい者雇用に理解がある企業が増え、障がいがあっても健常者と変わらず働ける場所が増える事を願っている
- 支援者等への賃金の値上げ
- 施設でのスタッフにはお世話いただき感謝している
- 職員の待遇改善は、職員の給与等補償が満たされて、利用者への良い支援に繋がると思う。ベテランの職員がやめて、若い人が入って来ない。
- 官公庁においては、国として、自治体として、財政的に、あるいは、人材派遣などして支援してほしい
- 何か気になることがあったときに相談しやすい、話しやすい環境作りと、実際に相談があったときには丁寧に話を聞くことを心がけてほしい
- 現在、陥っている状況からみて、ある程度の差別は仕方ないと考えている。しかし、当人に少しでもより人間らしい生活を送らせてあげたいとの願いを一切禁止するのは止めてほしい（強制退所を匂わせるので、服従している）。

・コロナで行き来がめっきり無くなり、施設内での様子が良くわからなくなっている。施設内の様子もわからない。

※障害者差別解消の推進等について、国や道、市町村に求めること

・地方であっても利用したいサービスがあれば個別に対応できるよう柔軟に支援していただけるようになって欲しい。
・障がい者は弱い立場である。ましてや知的障がいですと自力で生活ができず意思も伝えられずスタッフを頼らなければ生きていけない。手厚い福祉を願う。
・この事について、釧路でも、取り上げてきちんとわかる様に、説明会などを開いてほしい
・事例をたくさん集めて、たくさんの新しい事例を民間の事業所などに公開して、合理的配慮が一般に浸透していくようにしてほしい
・年金等の支援を頂戴しているので、それ以上のお願いは至極恐縮であるが、施設優先ではなく、少しは入所者やその家族に寄り添って対応頂けると大変助かる

※その他（想いや考えについて自由記載）

・現在、子供がＢ型就労支援でお世話になっているが、親がいなくなった後の生活がどうなっていくのか漠然と不安がある。障害年金と少ない作業工賃で自信の医療費や生活が賄えると、とても思えない。自立した生活が送れるとも思えない。もっと小さい頃から子供の将来について考えるキッカケがあれば少しは不安も消せたのかなと思う事もある。小さい頃は障害児子育てに余裕がなく、いっぱいいっぱいだったので、今子育てしてるお母さん達には、早い段階で子供の将来についての知識や情報を知る機会がたくさんあるといいなと思う。
・メディアで施設での利用者に対しての虐待のニュースを見聞すると胸が締め付けられる思いになる。入所させていただきお世話になっている立場で、大変なお仕事は承知してはいるが、スタッフの皆様たちの質の向上を願う。
・現在の施設長は利用者の話をよく聞いてくれて、とても良い施設長である
・若い人はQRからのアンケート回答が出来ますが、高齢者には厳しい。知的障害の兄も回答出来ないと思う。母親の代理で回答している私も、行政の立場を理解しているし、障がいの内容、程度によるかもしれないが、このアンケート方法で回答することが出来ない利用者さんの想いも、何かの方法で聞いていただけたらと希望する。
・我が子の、一生が幸せであることを祈っている
・施設スタッフの皆さんにはお世話になっている
・郵便物が多いと思う
・合理的配慮が一般的になって、働く意欲や力のある障がい者が働きやすい環境が増えていってほしい
・施設入所者の家族としては、自身の高齢化にともなって、入所者の退所は絶対に避けねばならない状況となっている。そのため、施設に対する立場が脆弱となり、施設側に言われるがままになっている。しかし、他界する前に少しでも入所者の生活環境・状況を良くしてあげたいと思うが、意見・お願いすら出来ないのは残念で仕方ない。現状で差別解消と言われても、現実は、施設の運営方針および施設職員の処遇優先となっているので、この

法律が虚しく感じる。仕方のないことかも知れないが、現状の施設は福祉を提供する単なる営利目的の団体に変化してしまったように感じている。なお、何から何まで虐待防止と称されて、生活改善への取組みもしてもらえないことも残念に思っている。

・家族は知的障がい者である。親として思うのは施設の充実、職員の充実、職員の質の向上、虐め、親が安心して子供を託すことが出来る施設が多くある事を願う。

・法律ができてから、障がいのある人への理解が深まってきているように思う

（３）各市町村

ア　取組

- 釧路市：ヘルプマークのポスター掲示、ヘルプマークの配布、筆談用具の常備、耳マークの設置、ヒアリングループの設置、手話通訳者の設置
- 釧路町：ヘルプマークのポスター掲示
- 厚岸町：商工会の協力によりリーフレットの配布、新規採用職員研修での周知、HP 及び広報誌への掲載等
- 浜中町：パンフレット等の設置
- 標茶町：筆談用具常備　来客玄関への車いす設置
- 弟子屈町：ヘルプマークの広報、職員に向けた掲示板での周知
- 鶴居村：ヘルプマークの HP 掲載
- 白糠町：窓口、広報誌でヘルプマーク周知

イ　研修

実施している（釧路市）

研修内容等

- 新採用研修で障がいのある方の状況、対応について、白杖体験、当事者の講話（最新の開催は本年10月）

頻度、対象者

- 年2回実施、新規採用職員対象

研修資料

- 独自作成資料（はーとふるサポートブック）

ウ　改正法に係る研修

実施している（釧路市、釧路町、厚岸町）

研修内容等

- 釧路市：釧路市障がい者差別解消支援地域ネットワーク会議（令和６年３月開催）
  会議委員を対象に改正点などを内閣府資料などにより説明
- 釧路町：令和６年度障がい者福祉担当職員に向けた研修（令和６年５月開催）
  障がい特性のある方との関わり方について、担当者向けの研修を実施
- 厚岸町：令和６年度新規採用職員研修（令和６年 10 月開催）
  独自資料により、新規採用職員に対し、合理的配慮及び障がい特性等の研修を実施

エ　対応・配慮した事例

- 釧路市
  当課所管会議委員に視覚障がいのある方がいる場合、事前に資料の説明をしている。
  また、窓口に耳マーク、筆談ボードの設置、および手話通訳者を配置し対応している。

- 釧路町
  聴覚障がいのある方が参加する研修会に、手話通訳者を配置して通訳を実施
- 標茶町
  下肢障害がある方が参加するため、会議会場をバリアフリー対応の会場に変更した

オ　苦慮した事例

- 釧路市
  配慮にかかる他課および関係団体などとの調整
- 釧路町
  手話通訳者の派遣調整
- 標茶町
  ろう者との意思疎通についてお互いに手話ができず、筆談も簡単な言葉しか伝わらない方がおり、理解していただくために相当の時間を要してしまうので、いつも申し訳なく思う

カ　要望意見

- 釧路市
  他課及び関係団体などが開催する会議や研修などに、合理的配慮により手話通訳者などを配置する際の相談が増えている
- 釧路町
  聴覚障がいのある方の参加如何に関わらず、研修会場への手話通訳者の配置依頼
- 標茶町
  役場庁舎に昇降機等が無いため、２階以上に上がることができない

キ　要望等への対応

- 釧路市
  「合理的配慮の提供」が義務であることを伝えた上で各案件により個別に対応している
- 釧路町
  関係団体と協議中
- 標茶町
  車いす使用者が２階以上に上る際には、職員数名で持ち上げて対応しているが、安全上の不安がある

ク　障がいのある方の雇用等で配慮・苦慮している事項

- 釧路市
  各部局で、業務の細分化を検討している
  （課題）全庁的な障がい者雇用の理解促進

ケ　障がいのある方やご家族等への質問や確認したいこと

- 釧路市
  配慮について困っていることや希望など

コ　障害者差別解消の推進等について、官公庁や民間事業者に求めること

- 釧路市
  会議や協議会などを通じて他官公庁や関係団体と協議しながら障害者差別解消を推進していきたいと考えている

サ　障害者差別解消の推進等について、国や道、他市町村に求めること

- 釧路市
  合理的配慮の義務化について周知が足りていないと感じているので、市からの周知もあわせて国や北海道も更なる周知の取り組みが必要と考えている